

徳島県告示第四百九十一号

平成二十五年徳島県告示第四百三号（漁業災害補償法の規定による一定の区域を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年九月二十六日から施行する。

令和七年九月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

のり等養殖業（青のり）の表の次に次のように加える。
特定かき養殖業

| 加入区の名称 | 区 域 |
|--------|-------------|
| 鞆浦 | 鞆浦漁業協同組合の地区 |
| 穴喰 | 穴喰漁業協同組合の地区 |